



2019年5月21日

各 位

会社名 株式会社ショーワ
代表者名 取締役社長 杉山 伸幸
(コード番号 7274 東証1部)
問合せ先 総務部長 田中 正樹
(TEL 048-554-8170)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月21日開催の取締役会において、2019年6月21日開催予定の当社第111回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

コーポレートガバナンスの一層の充実に向け、取締役会の監督機能を強化すると共に、意思決定の更なる迅速化を図る為、取締役会から取締役への業務執行権限の委譲を拡大し、監督と業務執行の更なる分離を進めることといたしたいと存じます。これに伴い、次の通り定款の変更を行うものであります。

- (1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を8名以内と定めるものであります。(変更案 第17条)
- (2)重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります。(変更案 第30条)
- (3)条項の新設による条数の繰り下げを行うものであります。(変更案 第31条～第34条)

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 2019年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日 2019年6月21日(予定)

以上



<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第30条～第33条 (省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第31条～第34条 (現行通り)</p>